限定承認公告

本籍東京都中央区銀座七丁目八番、最後の住所東京都板橋区泉町五番一五―四〇三号ツインコーポラス　被相続人　亡　魚住　純子

右被相続人は平成二十七年一月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

東京都千代田区一番町二〇番地一三ホーマットカヤ二〇一号　限定承認者　魚住　葵

限定承認公告

本籍愛知県日進市赤池町村東一九三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　英

右被相続人は平成二十七年一月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年四月十六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

愛知県日進市赤池町村東一三九番地一　相続財産管理人　松山　芳美

名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号ランドスクエア・マルノウチ七階万朶総合法律事務所　代理人弁護士　花井　増實

限定承認公告

本籍愛媛県伊予市双海町串甲八一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　砂田　正美

右被相続人は平成二十七年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十七日松山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

愛媛県伊予郡松前町大字浜七三七番地サンライズビル二〇一号室　限定承認者　中島　紀恵

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千二百五十万円減少し、発行済優先出資三千四百五十口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、一億七千二百五十万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十六日

掲載頁　三十三頁（号外第八十八号）

平成二十七年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤1特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少し、発行済優先出資一千三百口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、六千五百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十六日

掲載頁　三十三頁（号外第八十八号）

平成二十七年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤2特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千二百五十万円減少し、発行済優先出資一千八百五十口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、九千二百五十万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十六日

掲載頁　三十三頁（号外第八十八号）

平成二十七年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤3特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一千三百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤1特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千四百五十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤3特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一千八百五十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤2特定目的会社

取締役　菊地　耕平

事業の一部譲渡に関する公告

当行は、平成二十七年四月二十八日開催の取締役会において、銀行法第三十条第三項の規定に基づく認可等を条件として、来る平成二十八年五月初旬を目処（予定）に、左記のとおり当行のプラッセル支店の事業を譲渡することを決議いたしました。

つきましては、この事業の一部譲渡にご異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にその旨お申し出下さい。

以上、銀行法第三十五条第一項に基づき公告いたします。

なお、事業譲渡の予定日である平成二十八年五月初旬は諸般の事情により変更になる場合があります。

記

一　譲渡の対象

当行ブラッセル支店の事業のすべて

二　譲渡の相手方（譲受人）

Strawinskylaan 565 D, 1077 XX Amsterdam, Netherlands

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Holland) N.V.

平成二十七年五月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

頭取　平野　信行

訂正公告

平成二十七年四月三十日（号外第一〇〇号）掲載の解散公告中、「ゼダ・オングストローム株式会社」とあるは「ゼタ・オングストローム株式会社」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十七年五月十二日

東京都千代田区平河町二丁目三番一一号

ゼタ・オングストローム株式会社

代表清算人　髙橋　健介

訂正公告

平成二十七年五月一日（号外第一〇一号）掲載の解散公告中、「パシフィック・プロパティーズ・インベストメント株式会社」とあるは「株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年五月十二日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
二	下	終りから三	鞍月一丁目一番地一	高柳町九の一番
一一〇	下	終りから一一	ソフトバンクモバイル	ソフトバンクモバイル株式会社

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十二日付第一〇五号六　四ページ●同日付政府調達第八六号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）

ソフトバンクモバイル